

## 「指定特別養護老人ホーム やすらぎの里（空床）」重要事項説明書

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護態  
の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。  
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス  
の提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

#### (1) 提供できるサービスの地域

事業所名	特別養護老人ホーム やすらぎの里
指定番号	3470201587
所在地	広島市佐伯区五月が丘四丁目15番6号
管理者の氏名	上田 辰彦
電話番号	082-941-2900
FAX番号	082-941-2906
通常の見送の実施地域	広島市佐伯区他（30分以内の範囲）

#### (2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	配属人数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護師 又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理	3名以上
介護職員	介護業務	25名以上
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上
歯科衛生士	入所者の歯の健康指導・口腔ケア	1名以上

### (3) 設備の概要

定員 75名

#### ○ 居室

4人部屋 11室

2人部屋 10室

個人部屋 11室

#### ○ 食堂 2室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

#### ○ 浴室 2室

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

#### ○ 洗面所及び便所 4室

必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。

#### ○ 機能訓練室 2室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

#### ○ その他の設備

設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室・介護職員室等を設けます。

## 3. サービスの内容

### (1) 基本サービス

#### ① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

#### ② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

#### ③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

#### ④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

#### ⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本のご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他サービス

① 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前にご連絡をお願いいたします。

② レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

#### 4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本単位 (1日当たり)

要介護1	603単位
要介護2	672単位
要介護3	745単位
要介護4	815単位
要介護5	884単位

(2) 加算単位等

① 送迎加算	片道につき	184単位
② 夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	13単位
③ 看護体制加算Ⅰ	1日につき	4単位
④ サービス提供体制加算Ⅲ	1日につき	6単位
⑤ 療養食加算(1日3回まで)	1回につき	6単位
⑥ 緊急入所受入加算	1日につき	90単位
⑦ 長期利用者提供減算	1日につき	-30単位
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	加算率	13.6%

1日当たり

介護区分	介護利用料金 (個室・多床室)	利用者負担金額 (一割)	利用者負担金額 (二割)	利用者負担金額 (三割)
要介護1	7,501円	751円	1,501円	2,251円
要介護2	8,334円	834円	1,667円	2,501円
要介護3	9,199円	920円	1,840円	2,760円
要介護4	10,043円	1,005円	2,009円	3,013円
要介護5	10,866円	1,087円	2,174円	3,260円

- ※ 介護報酬告示額に、サービス加算率＝10.55（地域区分5級地）をかけて計算した金額です。1～3割が利用料金です。（介護負担割合別）通常介護利用料の7～9割が介護保険から給付されます。
- ※ 金額については特定の計算式にあてはめたものです。若干の誤差が生じますので目安としてご参照下さい。
- ※ 1日あたりの利用料金は（1）の基本単位と（2）の②・③・④・⑧の加算単位を算定しています。

□ その他の費用

（1） 食事の提供に要する費用

基本料金 1日当たり 1,445円です。

※ 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など（1）に定める通常の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

（2） 滞在に要する費用

基本料金入所・退所の時間にかかわらず1日当たり

個室 1,300円      多床室 915円

1日当たり食費・居住費料金（介護負担限度額認定の基準）

負担限度額	食材費	居住費 (多床室)	居住費 (個室)
第1段階	300円	0円	380円
第2段階	600円	430円	480円
第3段階①	1,000円	430円	880円
第3段階②	1,300円	430円	880円
第4段階	1,445円	915円	1,300円

(3) 送迎費用

通常の送迎の実施地域（前記）を越えた地点から、1 km 当たり 50 円

(4) その他

ア その他の費用

- ① 利用者の嗜好品の購入、散髪、行事への参加費など諸々費用は実費
- ② サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1 複写につき 30 円
- ③ テレビのレンタル料金は、1 日につき 100 円

イ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申

し受けます。

- ① 利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 無料
- ② 利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合  
(連絡のない場合を含む) 全額

## 5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報をお願いいたします。
- ② 利用者は、事業者内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。  
また、施設内の器具その他の備品を紛失・破損した場合は実費をご請求します。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 施設へお酒の持ち込み、及び秩序を乱す行為があった場合は退所していただく場合があります。
- ⑥ 当施設では、貴重品をお預かりいたしません。万が一持参された場合の紛失に関して一切の責任を負いかねます。

## 6. 非常災害・感染症対策

事業者は、非常災害・感染症その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、業務継続計画（BCP）を策定し、研修・訓練を行います。また、消防計画を作成し、消防計画に基づき、年 2 回利用者及び従業員等の訓練を行います。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状は急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、3カ月に1回以上の委員会の開催、定期的な研修等を行います。

## 12. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から。虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を講じます。

## 13. ハラスメント防止対策

ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施するとともに、相談窓口の利用をすることでハラスメント防止に向けた施策の充実を図ります。

## 14. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。  
ご利用相談室 窓口担当者 高野 博美（役職）生活相談員  
ご利用時間 月～土曜日 8時 30分 ～ 17時 30分  
ご利用方法 電話 082-941-2900

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。  
広島市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 事業者指導係  
広島市中区国泰寺1丁目6番34号  
電話番号 082-504-2183  
受付時間 8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

広島市佐伯区役所 厚生部福祉課 高齢介護係  
住所 広島市佐伯区海老園2丁目5番28号  
電話番号 082-943-9730  
受付時間 8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係  
住所 広島市中区東白島町19番49号  
電話番号 082-554-0783  
受付時間 8時30分～17時30分（土日、祝日を除く）

## 15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に  
基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 広島市佐伯区五月が丘四丁目15番6号

事業者名 特別養護老人ホーム やすらぎの里

(指定番号 3470201587)

管理者名 上田 辰彦 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについて  
重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人(選任した場合)>

住所

氏名 印 (続柄 )